

返戻金制度

当社の紹介により就職した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により就職後 6 ヶ月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金します。但し、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

- ・ 就業開始後 1 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合：75%払い戻し
- ・ 就業開始後 3 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合：50%払い戻し
- ・ 就業開始後 6 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合：25%払い戻し
- ・ 就業開始後 6 ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合：返戻金なし